

## 平成 31 年度国民健康保険事業について

### 1 平成 31 年度国民健康保険における保険料率の改定等

#### (1) 特別区における国民健康保険料の基本的な考え方

##### ① 国保制度改革に伴う特別区の対応方針

国保制度改革まで、特別区では、23 区にお住まいで、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるように特別区独自の統一保険料方式を採用してきた。その結果、保険料の平準化や給付と負担の公平を確保するとともに、一般会計からの法定外繰入により、保険料を基準政令より低く抑えることで被保険者の負担軽減を図るなど、被保険者の受診環境の面も含めて一定の成果を挙げてきた。

こうした経緯を踏まえ、国保制度改革に伴う特別区の対応方針として、平成 29 年 11 月に「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可」とした。この方針は、平成 31 年度においても継続することとなった。

##### ② 賦課総額の算定方法

###### ア 国保制度改革までの特別区の算定方式

国保制度改革までの統一保険料方式は、国民健康保険料の算定基礎となる賦課総額について、保険給付をするために必要な費用の額から、高額療養費等の費用の一部を除いた額を基準とし、そこから前期高齢者交付金を除いた額の 50% に健診・保健指導に係る保険者負担分を加えて算定してきた。このようにすることで、保険料をできるだけ低く抑える一方で、保険料が不足する部分は、一般会計からの法定外繰入で対応してきた。

###### イ 制度改正による変更（資料 1）

国保制度改革により、平成 30 年度から東京都が国保の財政運営の主体となり、区市町村から国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）を集め、その納付金と国や都が負担する公費を財源に、医療給付に必要な費用を全額、区市町村に交付することとなった。これに伴い、東京都が区市町村ごとに納付金と標準保険料率を示し、各区市町村はそれを参考に保険料率を決定する。その標準保険料率の算定にあたり、被保険者に対する賦課総額について、本則では納付金から公費や保険者努力支援制度、過年度保険料収納見込額等を減じたものに、基礎分については特定健診諸費や出産諸費等を加え、それぞれ標準的な収納率で割り返して賦課総額としている。

## ウ 特別区への対応（激変緩和措置等）

これに対して、特別区は独自の激変緩和措置として、東京都が示した特別区全体の納付金の94%を新たに算定の基礎とする納付金として定め、本則と同様に加除を行い、賦課総額とする。ただし、過年度保険料収納見込額を減じることなく、収納率での割り返しを行わないこととした。これに伴い、東京都に納める納付金の不足分は、一般会計からの法定外繰入で対応する。

なお、この特別区への激変緩和措置は、国による平成30年度から6年間の激変緩和措置期間を目途に、初年度を94%とし、この割合を原則年1%ずつ引き上げ法定外繰入を段階的に解消するとしている。

平成31年度もこれを継続し、保険料賦課総額は東京都が示した特別区全体の納付金の95%を基に算出している。

（特別区への激変緩和措置額：基礎分 約109億円、支援金分 約33億円、介護分 約13億円）

### ③ 賦課割合<sup>1</sup>の決定

国保制度改革までは、政令により賦課割合は50:50が原則とされてきたが、特別区では低所得者層に配慮した独自の賦課割合を設定してきた。制度改革に伴い、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合が原則とされ、平成31年度の特別区における基礎分・後期高齢者支援金分の賦課割合は、特別区の所得水準を反映した結果、29年度・30年度と同じ58:42となった。

なお、介護納付金分については、特別区では国保制度改革まで政令本則通り50:50としてきた経緯があるため、所得水準を反映した賦課割合を目指しつつ、均等割額の据え置きを踏まえ賦課割合を54:46とした。

## （2）目黒区における国民健康保険料の設定の考え方

基礎分（所得割率・均等割額）、後期高齢者支援金分（所得割率・均等割額）は、特別区統一保険料率に沿い、目黒区に当てはめた賦課割合を求めると64:36になる。

介護納付金分（均等割額）は、特別区統一保険料率に沿いつつ、介護納付金分（所得割率）については、各区で算定することとしており、被保険者の大幅な負担増とならないよう、一定の抑制を図ることとする。

## （3）東京都から示された目黒区の納付金及び標準保険料率等について

	平成31年度	（平成30年度）
① 納付金額		
基礎分	68億7,198万円余	（69億3,368万円余）
後期高齢者支援金分	21億1,374万円余	（21億2,829万円余）
介護納付金分	8億9,530万円余	（8億8,419万円余）
合計	98億8,103万円余	（99億4,617万円余）

<sup>1</sup> 保険料に占める所得割と均等割の割合

② 標準保険料率

年度	基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
30	7.75/100	44,080円	2.29/100	12,976円	2.04/100	15,219円
31	7.74/100	44,719円	2.32/100	13,302円	2.09/100	15,551円

③ 一人当たり保険料額（法定外繰入前）172,340円（30年度：168,373円）

(4) 保険料率の設定等（案）

① 基礎分<sup>2</sup>・後期高齢者支援金分<sup>3</sup>

\* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合	賦課限度額
				(所得割：均等割)	
改定前	30	9.54/100	51,000円	特別区 (58：42) 目黒区 (64：36)	77万円
		基礎分 7.32/100	基礎分 39,000円		基礎分 58万円
		支援金分 2.22/100	支援金分 12,000円		支援金分 19万円
改定案	31	9.49/100	52,200円	特別区 (58：42) 目黒区 (64：36)	80万円
		基礎分 7.25/100	基礎分 39,900円		基礎分 61万円
		支援金分 2.24/100	支援金分 12,300円		支援金分 19万円

② 介護納付金分<sup>4</sup>

\* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合	賦課限度額
				(所得割：均等割)	
改定前	30	目黒区 1.29/100	15,600円	特別区 (53：47)	16万円
				目黒区 (53：47)	
改定案	31	目黒区 1.34/100	15,600円	特別区 (54：46)	16万円
				目黒区 (54：46)	

③ 一人当たり保険料（基礎分・後期高齢者支援金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・均等割額軽減等の場合*
30	121,988円	142,277円	130,917円
31案	125,174円	146,742円	134,550円
差引額	3,186円増	4,465円増	3,633円増

<sup>2</sup> 被保険者の各種給付とそれに必要な事務に使用

<sup>3</sup> 後期高齢者医療制度の保険給付と病床転換支援事業に使用

<sup>4</sup> 介護保険第2号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収

④ 一人当たり保険料（介護納付金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・均等割額軽減等の場合*
30	32,885 円	32,904 円	29,614 円
31案	33,550 円	33,867 円	30,408 円
差引額	655 円増	963 円増	794 円増

\* 非自発的失業軽減及び所得が低いかたへの均等割額軽減を行った場合の一人当たりの保険料

目黒区は、23 区平均に比べ一人当たりの所得が高いため、一人当たりの保険料が 23 区平均と比べて高くなっている。

## 2 国民健康保険制度の改正（概要）

### （1） 賦課限度額の改正（案）

中間所得者層に配慮した保険料設定を行なうため、賦課限度額を引き上げる。

基礎分            58 万円 ⇒ 61 万円

### （2） 保険料均等割軽減対象世帯の拡大（案）

平成 31 年 4 月 1 日から低所得者に配慮した軽減判定所得の見直しとして、所得基準を引き上げる。

5 割減額            27 万 5 千円 ⇒ 28 万円

2 割減額            50 万円 ⇒ 51 万円

### （3） 保険料応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直し（特例措置の廃止）

国保では、75 歳に到達する等により被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する者の被扶養者であった者が国保の被保険者（以下「旧被扶養者」という。）となり、新たに国保の保険料を負担することとなることに対する激変緩和措置として、条例により後期高齢者医療制度と同様の保険料負担軽減（減免）措置を行っている。

この軽減措置は、条例本則では旧被扶養者の資格取得日の属する月から 2 年間に限ることとなっているが、特例措置として平成 22 年度からこの期間制限を行わないこととしてきた。

しかし、後期高齢者医療制度の類似の保険料軽減措置に係る見直しに合わせ、応益（均等割）分については、平成 31 年分の保険料から特例措置を廃止して資格取得日の属する月から 2 年間に限ることとなる。なお、応能（所得割）分については、引き続き当面の間減免する。

**【対象】** 国保の資格取得において 65 歳以上で、かつ国保の資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった者（旧被扶養者）に係る保険料

**【内容】** ・均等割保険料の 5 割（減額賦課分と合わせて 5 割となるように減免）

・所得割保険料全額

### 3 保険料のクレジットカード収納の実施

#### (1) 目的

これまで、目黒区の国保では、口座振替やコンビニエンスストア収納、ペイジー収納など、様々な納付方法の導入により被保険者の利便性を高めるとともに収納率向上に取り組んできたが、パソコンやスマートフォンなどを用いて時間や場所を選ばず手軽に納付手続が行えるクレジットカードによる納付を可能とし、更に利便性を高め、収納率向上を図る。

#### (2) 利用対象

国民健康保険料

#### (3) 利用可能なクレジットカード

VISA、マスターカード、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナースクラブ

#### (4) 利用限度額

納付書1枚あたり100万円未満

#### (5) 納付方法

インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンから、指定代理納付者である「ヤフー株式会社」が管理するサイト「Yahoo! 公金支払い」に納付書記載の情報及びクレジットカード情報を被保険者（納付義務者）が入力して行う。

#### (6) 開始日 平成31年4月2日

### 4 CKD（慢性腎臓病）重症化予防事業のフォローアップ支援の実施について

平成30年度のCKD（慢性腎臓病）重症化予防保健指導\*の終了者（48人）を対象に、平成30年度の最終支援（平成31年1月～3月）の終了後、おおよそ6か月後及び12か月後を目途にして、事業者の専門職が面談又は電話によって保健指導を行う。

#### \*CKD（慢性腎臓病）重症化予防保健指導

目黒区の国民健康保険被保険者を対象に、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の重症化を予防し、人工透析への移行を防ぐため、かかりつけ医と連携した生活習慣の改善を目指す保健指導として、事業者の専門職が6か月間にわたり支援を行う。

【平成30年度実績】 通知発送件数 397人 利用者 50人 終了者 48人

### 5 今後の予定（目黒区国民健康保険条例の改正）

平成31年3月8日 平成31年第1回区議会定例会への追加の条例案提出

（改正条例の施行は平成31年4月1日）

以 上

## 賦課総額の算定方法

### ●施行令(本則)

#### ◆基礎分

← A 国保事業費納付金(基礎分) →								
B 国特別調交・ 都繰入金・ 波及増・ 保険者支援制度	C 保険者 努力支 援制度	X 過年度 保険料 収納見 込	A-B-C-X			D 特定 健診 諸費	E 出産諸費・ 葬祭諸費・ 保健事業費	F その他 条例減 免等
G 賦課総額(※) <A-B-C+D+E+F-X>								

#### ◆後期高齢者支援金分

← H 国保事業費納付金(支援金分) →		
I 保険者 支援制 度	Y 過年度 保険料 収納見 込	
J 賦課総額(※) <H-I-Y>		

#### ◆介護納付金分

← K 国保事業費納付金(介護分) →		
L 保険者 支援制 度	Z 過年度 保険料 収納見 込	
M 賦課総額(※) <K-L-Z>		

※いずれの賦課総額も未収納分は被保険者に負担していただくことを前提としているため、これらを標準的な収納率で割り返したものが本則の賦課総額となる。

### ●特別区

#### ◆基礎分

← A 国保事業費納付金(基礎分) × 0.95 →							
B 国特別調交・ 都繰入金・ 波及増・ 保険者支援制度	C 保険者 努力支 援制度	A-B-C			D 特定 健診 諸費	E 出産諸費・ 葬祭諸費・ 保健事業 費	F その他 条例減 免等
G 賦課総額 <A-B-C+D+E+F>							

#### ◆後期高齢者支援金分

← H 国保事業費納付金(支援金分) × 0.95 →	
I 保険者 支援制 度	
J 賦課総額 <H-I>	

#### ◆介護納付金分

← K 国保事業費納付金(介護分) × 0.95 →	
L 保険者 支援制 度	
M 賦課総額 <K-L>	

※いずれの賦課総額も未収納分は法定外繰入により補填することを前提としているため、収納率での割り返しはしない。

平成31年度 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕 ★基礎分＋後期高齢者支援金分★

保険料率等	30年度		31年度(案)	
	基礎+支援	基礎+支援	基礎分	支援金分
所得割率	9.54%	9.49%	7.25%	2.24%
均等割額	51,000	52,200	39,900	12,300
一人当たり保険料額(減額前)	121,988	125,174	95,640	29,534
賦課限度額	770,000	800,000	610,000	190,000

賦課割合 58:42

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上) 1人世帯〔世帯主(65歳)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	0	470,000	1,470,000	2,295,000	3,135,000	3,985,000	4,835,000	5,715,000	6,665,000
30年度保険料 [a]		15,300	15,300	85,638	191,238	269,943	350,079	431,169	512,259	596,211	686,841
31年度	保険料 [b]	15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	684,708
	対前年度増減額 [b-a]	360	360	725	465	52	-368	-793	-1,218	-1,658	-2,133
	対前年度増減率 [b/a]	1.024	1.024	1.008	1.002	1.000	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997
均等割軽減対象【30年度】		7割	7割	2割							
31年度(案)		7割	7割	2割							

②年金受給者(65歳以上) 2人世帯〔世帯主(65歳)＋配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	0	470,000	1,470,000	2,295,000	3,135,000	3,985,000	4,835,000	5,715,000	6,665,000
30年度保険料 [a]		30,600	30,600	95,838	242,238	320,943	401,079	482,169	563,259	647,211	737,841
31年度	保険料 [b]	31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	736,908
	対前年度増減額 [b-a]	720	720	965	1,665	1,252	832	407	-18	-458	-933
	対前年度増減率 [b/a]	1.024	1.024	1.010	1.007	1.004	1.002	1.001	1.000	0.999	0.999
均等割軽減対象【30年度】		7割	7割	5割							
31年度(案)		7割	7割	5割							

③給与所得者(65歳未満) 1人世帯〔世帯主(35歳)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
30年度保険料 [a]		15,300	27,408	135,906	202,686	273,282	349,602	425,922	506,058	591,918	677,778
31年度	保険料 [b]	15,660	27,998	136,661	203,091	273,317	349,237	425,157	504,873	590,283	675,693
	対前年度増減額 [b-a]	360	590	755	405	35	-365	-765	-1,185	-1,635	-2,085
	対前年度増減率 [b/a]	1.024	1.022	1.006	1.002	1.000	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997
均等割軽減対象【30年度】		7割	5割								
31年度(案)		7割	5割								

④給与所得者(65歳未満) 2人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
30年度保険料 [a]		30,600	52,908	166,506	253,686	324,282	400,602	476,922	557,058	642,918	728,778
31年度	保険料 [b]	31,320	54,098	167,981	255,291	325,517	401,437	477,357	557,073	642,483	727,893
	対前年度増減額 [b-a]	720	1,190	1,475	1,605	1,235	835	435	15	-435	-885
	対前年度増減率 [b/a]	1.024	1.022	1.009	1.006	1.004	1.002	1.001	1.000	0.999	0.999
均等割軽減対象【30年度】		7割	5割	2割							
31年度(案)		7割	5割	2割							

⑤給与所得者(65歳未満) 3人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)＋子(10歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
30年度保険料 [a]		45,900	78,408	207,306	304,686	375,282	451,602	527,922	608,058	693,918	761,854
31年度	保険料 [b]	46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	780,093
	対前年度増減額 [b-a]	1,080	1,790	2,435	2,805	2,435	2,035	1,635	1,215	765	18,239
	対前年度増減率 [b/a]	1.024	1.023	1.012	1.009	1.006	1.005	1.003	1.002	1.001	1.024
均等割軽減対象【30年度】		7割	5割	2割							
31年度(案)		7割	5割	2割							

⑥給与所得者(65歳未満) 4人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)＋子(10歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
30年度保険料 [a]		61,200	103,908	186,906	314,886	426,282	502,602	578,922	659,058	744,918	770,000
31年度	保険料(減額措置前) [b]	62,640	106,298	188,861	317,931	429,917	505,837	581,757	661,473	746,883	800,000
	対前年度増減額 [b-a]	1,440	2,390	1,955	3,045	3,635	3,235	2,835	2,415	1,965	30,000
	対前年度増減率 [b/a]	1.024	1.023	1.010	1.010	1.009	1.006	1.005	1.004	1.003	1.039
均等割軽減対象【30年度】		7割	5割	5割	2割						
31年度(案)		7割	5割	5割	2割						